

監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年1月11日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

作手総合支所 地域課

監査結果報告年月日

平成29年12月6日

監査結果に対する措置通知年月日

平成29年12月28日

講じた措置等の内容

【地域課】

《意見1》

公有財産として多くの土地・建物を管理しており、それぞれに取得・管理に至る経緯があるものと理解するが、特に不要不急な土地・建物については、次世代に負の資産として引き継ぐことがないようにするため、関係する部署、地区等とも調整を図り、整理等について検討されたい。

《措置内容》

公有財産においては、合併前の旧作手村およびそれ以前から取得しているものが大多数を占めており、この中の数多くの土地・建物が取得時の目的を失い管理上の負担となっております。現在進められております第2次新城市財政健全化推進本部の決定や、新城市公共施設等総合管理計画を踏まえ、関係部署や地区とも調整のうえ財産処分も含め整理を進めてまいります。

《意見2》

長者平団地の宅地分譲事業については、景気の影響や需要の変化等により厳しい環境にあるが、関係する部署等とも調整を図り、早期の販売に引き続き努められたい。

《検討状況》

長者平団地の残る20区画の販売については、本庁関係部署とも連携し地下鉄やバスへの広告掲載、周辺企業や住宅展示場へのチラシ配布、イベント参加等販売促進活動等を行ってまいりましたが、なかなか効果がでず販売へとつながっておりません。作手総合施設整備事業により新たな作手地区の顔となった作手小学校やつくで交流館の共有施設の充実、東西三河地方への通勤圏としての利便性の良さ等積極的な情報発信を行いながら、引き続き隣接する豊田市内のトヨタテストコースの進捗状況や北設地域の住宅・分譲地の販売状況等周辺地域の情報収集ならびに顧

客ニーズ等の調査を行い、より効果的な手法の検討を行い早期の販売促進に努めてまいります。